

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和4年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行規則に基づき、父母の離婚、父または母の死亡などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図って児童を養育している母または父もしくは養育者に手当を支給する。</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 児童扶養手当の認定請求の受理、認定請求に係る事実についての審査、認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 (2) 児童扶養手当の手当額改定請求の受理、額改定請求に係る事実についての審査、額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 (3) 児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、届出に係る事実についての審査、審査結果に係る請求者への通知 (4) 児童扶養手当の届出の受理、届出に係る事実についての審査、審査結果に係る請求者等への通知 (5) 児童扶養手当等の支給口座の把握及び確認</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当  
0466-50-3580

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 子ども青少年部 子育て給付課 手当担当	①部署 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 田淵 裕子	②所属長 山縣 章宏	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日	平成28年4月1日	事後	
平成28年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当ファイル	児童扶養手当情報ファイル	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)13, 16, 26, 47, 64, 65, 87, 116の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)13, 16, 26, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項	事後	法改正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	記載内容整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3835	0466-50-3580	事後	記載内容整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日	令和2年1月1日	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日	令和2年1月1日	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	十分である	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(5) 児童扶養手当等の支給口座の把握及び確認	事前	法改正のため、今後実施予定の変更内容であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②事務の概要	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、47、64、65、87、106、116 の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、106、 116の項	事後	誤表記の修正のため、重要な 事項に該当しない。
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	